

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月10日
【四半期会計期間】	第26期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）
【会社名】	株式会社大田花き
【英訳名】	Ota Floriculture Auction Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 磯村 信夫
【本店の所在の場所】	東京都大田区東海二丁目2番1号
【電話番号】	03(3799)5571
【事務連絡者氏名】	執行役管理本部長 金子 和彦
【最寄りの連絡場所】	東京都大田区東海二丁目2番1号
【電話番号】	03(3799)5571
【事務連絡者氏名】	執行役管理本部長 金子 和彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第25期 第3四半期 累計期間	第26期 第3四半期 累計期間	第25期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 12月31日	自平成25年 4月1日 至平成25年 12月31日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
売上高(千円)	19,873,674	20,097,978	25,837,861
経常利益(千円)	228,827	218,092	262,254
四半期(当期)純利益(千円)	129,347	133,036	147,597
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	16,560	17,745	18,952
資本金(千円)	551,500	551,500	551,500
発行済株式総数(株)	5,500,000	5,500,000	5,500,000
純資産額(千円)	4,532,571	4,622,073	4,550,822
総資産額(千円)	7,589,558	7,465,184	7,008,409
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	25.41	26.14	28.99
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	12.00
自己資本比率(%)	59.7	61.9	64.9
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	374,572	147,580	485,481
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	722,238	97,503	768,507
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	73,538	75,708	78,925
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	2,289,652	2,323,274	2,348,905

回次	第25期 第3四半期 会計期間	第26期 第3四半期 会計期間
会計期間	自平成24年 10月1日 至平成24年 12月31日	自平成25年 10月1日 至平成25年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	11.91	10.34

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額は潜在株式がないため記載しておりません。

4. 四半期財務諸表等規則第4条の2第3項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において、当社が判断したものであります。

(1)業績の状況

当第3四半期累計期間における我が国経済は、実態は一進一退ですが、株価が示すように前向きな気持ちを反映して、設備投資、インフラメンテナンス等の建設費、旅費交通費やホテル客室稼働率が高水準となるなど、ビジネスが回り始めた感が強くあります。10月に毎週台風が来るような天気でも、消費関連では高級品や高額商品群がよく売れ、接待で使われる飲食店は繁盛するなど、明らかに第3四半期は景気が上向いています。

このような経済状況のもとで花き業界は、台風による生産地へのダメージ、小売店の販売不振、秋がなく、11月初旬まで続いた暑さと、第2週より突然冬になるといった天候から、紅葉、実付きの枝ものなどの秋物商材を売り損ないました。小売りの面でも、スーパーマーケットではどこでも花を販売するようになり、その分街の生花店の販売力が落ちました。頑張っている生花店とそうではない生花店の差が広がり、花の小売チャンネルは明らかに変化しています。

当社はこのような中、「前向き消費」を受けて各品目のレベルを上げて販売促進等を積極的に行いました。しかし天候不順の影響などで、数量、品質とも計画に達しなかった品目が多かったため、販売に苦戦しました。

以上の結果、当第3四半期累計期間（平成25年4月～12月）の業績は、売上高20,097,978千円（前年同四半期比1.1%増）となり、内訳をみますと、切花の取扱高18,445,742千円（前年同四半期比1.8%増）、鉢物の取扱高1,560,392千円（前年同四半期比5.9%減）、付帯業務収益91,842千円（前年同四半期比4.1%増）となりました。利益につきましては、営業利益181,940千円（前年同四半期比9.2%減）、経常利益218,092千円（前年同四半期比4.7%減）、四半期純利益133,036千円（前年同四半期比2.9%増）となりました。

なお、当社は花き卸売事業単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行なっておりません。

切花、鉢物に関する概況は次の通りです。

切花

売上金額	18,445,742千円（前年同期比1.8%増）
取扱数量	310,487千本（同 3.5%減）

・切花は、全体をみると、期間を通して前年並みかそれをやや下回る入荷状況が続きました。4月から6月にかけての品薄は、春になっても寒いことや梅雨入りしたあと雨が少ないことなどによります。また、円安の影響から輸入品の入荷が減少したことも加わり、多くの品目で前年を下回る入荷量となりました。そのため、前年に比べ、おおむね品薄高で推移するも、キク類においては、3月のお彼岸から続く相場の低迷からなかなか抜け出せず、入荷量・販売金額とも前年を下回りました。

・母の日の需要期においては、事前の注文も多く、スタンダードタイプのカーネーションを中心に品薄感が続きました。特に定番の赤系の需要は多く、また、バラやシャクヤク、ヒマワリなどの人気も高まりました。しかしスプレータイプのカーネーションの受注は伸び悩みました。

・7月には夏場の主力となる高冷産地において開花が遅れていることで、品薄状態が続きました。すぐに7月盆の需要期を迎え、東京都内・近郊の小売店や花束加工業者を中心に引き合いが強まり、相場は高めとなりました。需要期のあとは、急激な気温の上昇で、小菊は開花が進み入荷が予定より前倒しとなりました。その一方で、リンドウやトルコギキョウは主力産地における大雨の影響から、開花時期が予定より遅れるなどし、入荷量が減少、堅調な取引となりました。

・8月を迎えてもリンドウの開花は予定より遅れ、お盆に欠かせない品目でもあることから品薄高で推移しました。小菊は7月下旬から続く開花の前倒しが止まらず、9月出荷予定で作付したものが8月中に出荷されるなどしました。そのためお盆の需要期においても、供給過剰ぎみとなり販売に苦戦しました。

・9月はお彼岸による需要がありますが、小菊は7月～8月に開花が進み9月は品薄、白菊も下位等級品を中心に入荷少なめ、鉄砲ユリは一部の産地で局地的大雨による被害があり入荷量が減少するなど、多くの品目で品薄となり、代替品の提案や納期の調整などに努めました。3連休が2週続いたこともあり、敬老の日のギフト、秋のプライダルやイベント向けの需要によって、ダリア・バラなど洋花の引き合いもありました。

・10月～11月にかけては、菊類、バラ、洋ラン類、葉物・枝物など全体的に入荷量が減少しました。そのため特に11月の相場は前年を上回る高値となりました。菊類は国内産地においてこの時期の作付けが減少したことや、産地の切り替わるタイミングが合わないことなどにより、バラは気温の低下などにより、また輸入品は全般的に為替の影響から出荷を調整する動きがあり減少しました。需要面では、ブライダル需要は安定しているものの、10月は毎週台風が発生するなどし、小売向けの販売は厳しい状況でした。量販店・花束加工業者などは、相場が高止まりしたことで仕入れを抑えることもあり、当社から十分に供給することができないこともありました。

・12月の上旬は需要も落ち着いていましたが、中旬以降は、クリスマス向けの赤系商材の依頼や問い合わせが増えるなどしました。また、下旬にかけては年末の需要期に向けて、各産地とも次第に出荷が増え、活発な取引となりました。しかし個別にみるとトルコギキョウやラン類などは、輸入品が減少したことで前年を大きく下回る入荷量となり、単価高となりました。小菊は前年を上回る入荷量となり、前年に比べると価格も下落しましたが、これは前年、主力産地が台風被害を受け入荷が減少し品薄高となったためであります。季節商材では、お正月に欠かせない松のうち、丈の短いカラゲ松は、夏場の高温干ばつや台風の影響から入荷は減少しました。しかし門松は天候の影響をあまり受けず丈の長いものの割合が増え、松全体では前年を上回る入荷量となりました。同様にお正月商材である千両も、新規産地が増えたことなどで入荷量は増加しました。その他、定植遅れにより全国的に品薄傾向であったチューリップは、小売店・量販店を中心に引き合いが強まりました。

鉢物

売上金額	1,560,392千円（前年同期比 5.9%減）
取扱数量	6,643千鉢（同 3.8%減）

・鉢物は、期間を通して、主にファレノが品薄となり全体の取扱数量・販売金額を押し下げました。原油の高騰や為替の影響から燃料コストが増加し、十分な温度管理ができなかったことなどが主な要因です。選挙需要で年末まで好調が続いた前年と比較すると数量・販売金額ともに大幅に下回る結果となりました。また、鉢物全体で、運賃がかかる遠方への出荷を控える産地が多く、地方からの集荷に苦戦しました。

・母の日の需要期には、アジサイなどで室内用のコンパクトな商品の受注量が増加し、単価も高めに推移しました。一方で、品質を重視し、アイテムを厳選したカーネーションの取扱数量は前年を大きく下回りました。

・6月以降、株主総会や東京都議選などからファレノの需要が増加し、単価が大きく上昇しました。前年に引き続き白花に偏る品種構成であったため、色物品種の品薄感も単価に影響を与えました。7月の参院選では、再び単価が上昇し、8月上旬まで堅調に推移しました。しかし盛り上がりは限定的なものでした。

・お中元などのサマーギフトの需要期には、相对販売の強化や商材提案のスタイルを見直すなど、販売に注力をし、注文数を伸ばしました。また、この流れを敬老の日の需要期につなげ、プーゲンベリアやペゴニアなどの一部ギフト向け商材においては、販売金額・取扱数量ともに前年を上回りました。しかし年々厳しさを増す猛暑の影響から、屋外での植栽が敬遠され、苗物類の相場が低迷しました。

・9月は、前年に比べ観葉植物の大口注文が無かったことや、デンファレ・オンシジウムなどの洋蘭類の生産量が減少していることなどから、入荷量・販売金額ともに落としました。お彼岸以降はコスモスなどの秋らしい商材が動き始めましたが、長雨による開花遅れから花鉢類でも品薄となりました。

・10月以降、度重なる台風の接近により、出荷を見合わせる産地が多くありました。そのため、ファレノの需要期である人事異動や秋の叙勲などの際には、品薄感から大型上位等級の引き合いが強まりました。しかし入荷量の減少幅が大きく、販売金額は振るいませんでした。

・気温が下がると、花壇の植替え需要により苗もの入荷量が増え、価格も安定して推移しました。クリスマス商材では、数量限定販売したシクラメンやポインセチアの新品種が注目されました。しかし近年の単価安を受け、産地の出荷傾向が、主要市場を決めずより多くの市場に分散する体制へと変化したため、ギフト向けの良品を十分に集めることができませんでした。その他のギフト向け商材では、お歳暮用としてパラ咲き品種のペゴニアが定着し、年末まで好調が続きました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末と比較して456,775千円増加し7,465,184千円となりました。その主な内訳は売掛金の増加474,246千円であります。

負債につきましては前事業年度末と比較して385,524千円増加し2,843,111千円となりました。その主な内訳は受託販売未払金の増加334,631千円であります。

純資産につきましては前事業年度末と比較して71,250千円増加し4,622,073千円となりました。その主な内訳は四半期純利益の計上により133,036千円増加、剰余金の配当により61,082千円減少したことによるものであります。

(3) キュッシュ・フローの状況

当第3四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末より25,631千円減少し、2,323,274千円となっております。

当第3四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果増加した資金は、147,580千円（前年同四半期は374,572千円の増加）となりました。主な増加要因は、仕入債務の増加348,689千円、税引前四半期純利益218,092千円、減価償却費121,290千円によるものです。また、主な減少要因は、売上債権の増加493,324千円、法人税等の支払額89,764千円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果減少した資金は、97,503千円（前年同四半期は722,238千円の減少）となりました。主な減少要因は、定期預金の預入による支出1,000,000千円、投資有価証券の取得による支出120,000千円、関係会社貸付による支出103,500千円、貸付けによる支出65,000千円によるものです。また、増加要因は、定期預金の払戻による収入1,100,000千円、貸付金の回収による収入109,668千円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果減少した資金は、75,708千円（前年同四半期は73,538千円の減少）となりました。この主な要因は、配当金の支払額60,942千円及びリース債務の返済による支出14,063千円によるものです。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次の通りであります。

当社は平成20年5月16日に開催しました取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「旧プラン」といいます。）を導入することを決定し、その有効期間は同年6月21日に開催の第20回定時株主総会終結の時までとされておりましたが、株主の皆様にご承認をいただきましたので更新いたしました。

更新後の旧プランの有効期間は、平成23年6月25日開催の当社第23回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされており、当社は、旧プランの有効期間の満了に先立ち、旧プランの導入以降の法令改正等を踏まえ、平成23年5月27日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂くことを条件に、旧プランの内容を一部改定した上、更新すること（以下、改定後のプランを「本プラン」といいます。）と致しました。そして、本定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただきましたので、本プランを更新しております。

導入の目的

本プランは、当社株券等の大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様にご承認を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としております。

本プランの概要

（ ）本プランの発動に係る手続き

（a）対象となる買付等

本プランは、以下のイ又はロに該当する当社株券等の買付けその他の取得もしくはこれらに類似する行為又はこれらの提案（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

イ．当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付けその他の取得

ロ．当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付等を行うとする者（以下「買付者等」といいます。）は、本プランに定める手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権（以下これを「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む法的拘束力ある書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらを合わせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

() 新株予約権の無償割当による本プランの発動

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合や、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合など、本プラン所定の要件を充足する場合には、独立委員会の勧告を得た上で、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して、保有株式1株につき1個の割合を上限として、無償で割り当てます。

() 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの合理性を高めるための仕組み

() 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則を充足し、また株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」の第440条に定める遵守事項を全て充たしています。

() 株主意思を重視するものであること

本プランは、株主の皆様を意思を反映させるため、本定時株主総会での、当社定款第19条に基づく当社取締役会への新株予約権無償割当に関する事項の決定の委任に関する株主の皆様への承認を条件として更新しました。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランの発動の是非について、株主の皆様を意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、株主の皆様を意思を確認することができるものとしています。

さらに本プランには、有効期間を約3年とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において、当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で本プランの消長には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

() 独立委員会による判断の重視及び第三者専門家等の意見の取得

(a) 独立委員会の判断の重視

本プランの発動については、取締役会の恣意的判断を排するため、独立性の高い社外取締役等から構成される独立委員会の勧告を必ず経ることとされています。本プラン更新時の独立委員会の委員は、独立委員会規則の従い、当社経営陣から独立性の高い社外取締役や社外有識者から構成される社外取締役3名から構成されております。

< 独立委員会委員 >

- ・社外取締役 : 川田 一光 (東京青果株式会社 代表取締役社長)
- ・社外取締役 : 大西 一三 (株式会社なにわ花いちば 取締役会長)
- ・社外取締役 : 内田 善昭 (公認会計士・税理士)

また、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(b) 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現した場合に、独立委員会は当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を受けることができるものとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(c)合理的な客観的要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(d)デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社においては取締役の期差任期制は採用されていないため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営成績に重要な影響を与える主要因として、天候と原油高による影響があります。花きの商品価値は供給・需要双方で天候の影響を受けるため、天候により需給バランスが崩れ取引量や取引価額に影響する場合には、当社の業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。これに対し当社は、生産者との連携を強化するとともに、需給双方への情報発信を行い、適材適所で商品提供を行って参ります。

また、原油高による生活関連物資の値上がりは、嗜好品である花きの消費意欲を減退させる可能性は否定できません。さらに、原油高による物流費の値上がりは、花きの流通量を低下させる要因となり得ます。これに対し当社は、購買層への消費拡大を目指し付加価値の高い商品提案を行うとともに、集荷力を高め荷揃えを徹底し、コストを抑えた効率的な物流を行って参ります。

(7) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金状況は、営業活動によって147,580千円の資金を得て、投資活動によって97,503千円の資金を使用し、財務活動によって75,708千円の資金を使用しました。当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物は前事業年度末に比べ25,631千円減少し2,323,274千円となりました。

当社の運転資金需要のうち主なものは、商品仕入資金、販売費及び一般管理費の営業費用であり、また、当社の事業の特性上、回収、支払サイクルが他業種に比べて短く、流動性は極めて高くなっております。

(8) 経営者の問題提議と今後の方針について

花き業界の見通しとしましては、生産業者・流通業者・小売業者の各業者が、原油高に伴う諸経費の値上がりを吸収できる新しい商品やサービスの開発運用をいかに行うかに競争での生き残りが掛かると予想されます。また、食品業界から伝播した安心・安全保証の動きから「顔の見える」農作物への需要が高まるとともに、運賃コスト回避による道州制への動きが相まって、地産地消がさらに活発になると考えます。

当社は、拠点市場としてのせり前集散機能の強化、関東最大の花市場としてのせり機能の強化に努めて、業容を拡大して参りたいと存じます。収益面においては、まずせり前取引の分荷における生産性のアップ、次いで的確な設備を通じ物流力に磨きをかけ、運命共同体である産地と一体化して生産振興に努め、「創って作って売る」という拠点市場としての役割を果たして参りたいと存じます。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成26年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,500,000	5,500,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 1,000株
計	5,500,000	5,500,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年10月1 日~ 平成25年12月31日	-	5,500,000	-	551,500	-	389,450

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年9月30日）現在で記載をしております。

【発行済株式】

平成25年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 409,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,089,000	5,089	-
単元未満株式	普通株式 2,000	-	-
発行済株式総数	5,500,000	-	-
総株主の議決権	-	5,089	-

【自己株式等】

平成25年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社大田花き	東京都大田区東海 2丁目2番1号	409,000	-	409,000	7.44
計	-	409,000	-	409,000	7.44

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期財務諸表等規則第4条の2第3項により、四半期キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、興亜監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.9 %
売上高基準	2.6 %
利益基準	2.3 %
利益剰余金基準	0.4 %

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,048,905	2,923,274
売掛金	1,688,272	2,162,519
その他	79,465	101,614
貸倒引当金	1,879	9,799
流動資産合計	4,814,764	5,177,608
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	139,653	130,690
工具、器具及び備品(純額)	215,759	187,197
その他(純額)	137,752	131,560
有形固定資産合計	493,165	449,449
無形固定資産	190,634	153,203
投資その他の資産		
関係会社株式	603,735	603,735
長期前払費用	145,769	129,327
その他	804,731	1,013,238
貸倒引当金	6,791	23,777
投資損失引当金	37,600	37,600
投資その他の資産合計	1,509,845	1,684,923
固定資産合計	2,193,644	2,287,576
資産合計	7,008,409	7,465,184
負債の部		
流動負債		
受託販売未払金	1,598,598	1,933,230
買掛金	30,256	55,068
未払法人税等	42,135	35,809
賞与引当金	23,879	11,637
その他	199,083	219,200
流動負債合計	1,893,953	2,254,945
固定負債		
退職給付引当金	223,942	247,302
その他	339,690	340,862
固定負債合計	563,633	588,165
負債合計	2,457,587	2,843,111

(単位：千円)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	551,500	551,500
資本剰余金	402,866	402,866
利益剰余金	3,944,777	4,016,731
自己株式	348,321	349,024
株主資本合計	4,550,822	4,622,073
純資産合計	4,550,822	4,622,073
負債純資産合計	7,008,409	7,465,184

(2) 【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
売上高	19,873,674	20,097,978
売上原価	17,918,957	18,118,297
売上総利益	1,954,717	1,979,680
販売費及び一般管理費	1,754,385	1,797,740
営業利益	200,332	181,940
営業外収益		
受取利息	4,375	4,153
受取配当金	10,500	13,000
その他	13,948	19,172
営業外収益合計	28,824	36,325
営業外費用		
固定資産除却損	329	18
保険解約損	-	155
営業外費用合計	329	173
経常利益	228,827	218,092
税引前四半期純利益	228,827	218,092
法人税等	99,480	85,056
四半期純利益	129,347	133,036

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	228,827	218,092
減価償却費	127,875	121,290
賞与引当金の増減額(は減少)	11,643	12,242
退職給付引当金の増減額(は減少)	26,576	23,359
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,284	24,906
受取利息及び受取配当金	14,875	17,153
有形固定資産除却損	329	18
有形固定資産売却損益(は益)	8	-
売上債権の増減額(は増加)	280,597	493,324
仕入債務の増減額(は減少)	475,260	348,689
未収入金の増減額(は増加)	274	6,356
未払費用の増減額(は減少)	4,704	911
未払金の増減額(は減少)	11,723	11,902
未払消費税等の増減額(は減少)	10,752	3,160
その他	27,891	1,713
小計	526,027	219,719
利息及び配当金の受取額	14,620	17,625
法人税等の支払額	166,075	89,764
営業活動によるキャッシュ・フロー	374,572	147,580
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	1,200,000	1,000,000
定期預金の払戻による収入	500,000	1,100,000
有形固定資産の取得による支出	61,528	14,392
有形固定資産の売却による収入	50	-
無形固定資産の取得による支出	10,539	4,279
投資有価証券の取得による支出	-	120,000
貸付けによる支出	-	65,000
貸付金の回収による収入	119,779	109,668
関係会社貸付けによる支出	70,000	103,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	722,238	97,503
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	-	702
配当金の支払額	61,218	60,942
リース債務の返済による支出	12,320	14,063
財務活動によるキャッシュ・フロー	73,538	75,708
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	421,204	25,631
現金及び現金同等物の期首残高	2,710,857	2,348,905
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,289,652	2,323,274

【注記事項】

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(四半期損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
給与手当	750,978千円	729,883千円
賞与引当金繰入額	14,179	11,637
退職給付費用	47,753	49,451

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次の通りであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)
現金及び預金勘定	2,989,652千円	2,923,274千円
預入期間が3か月を超える定期預金	700,000	600,000
現金及び現金同等物	2,289,652	2,323,274

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月25日 取締役会	普通株式	61,094	12	平成24年3月31日	平成24年6月25日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月24日 取締役会	普通株式	61,082	12	平成25年3月31日	平成25年6月24日	利益剰余金

(金融商品関係)

当第3四半期会計期間(平成25年12月31日)

金融商品の四半期貸借対照表計上額と時価との差額及び前事業年度に係る貸借対照表計上額と時価との差額に重要性はありません。

(有価証券関係)

当第3四半期会計期間(平成25年12月31日)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期会計期間 (平成25年12月31日)
関連会社に対する投資の金額(注)	494,135 千円	494,135 千円
持分法を適用した場合の投資の金額	509,266	516,895
	前第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
持分法を適用した場合の投資利益の金額	16,560 千円	17,745 千円

(注) 投資損失引当金37,600千円を直接控除しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

当社は、花き卸売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	25円41銭	26円14銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	129,347	133,036
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	129,347	133,036
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,091	5,090

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月4日

株式会社大田花き

取締役会 御中

興亜監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柿原 佳孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 近田 直裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社大田花きの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第26期事業年度の第3四半期会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大田花きの平成25年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。